



令和元年10月1日から

満3歳から5歳までの幼稚園を利用するお子さんの

利用料が **無償化** されます。



## 1. 幼稚園利用料

幼稚園を利用する満3歳から5歳までのすべてのお子さんの利用料が無償化されます。

- 月額上限25,700円まで無償化されます。(幼稚園利用料の月額は保育料と月割りした入園料の合算です)
- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までの期間です。
- 通園送迎費(バス代)、食材料費、行事費など保護者が実費負担する経費は、無償化の対象外となります。
- 無償化となるために「子育てのための施設等利用給付認定(1号認定)」が必要になります。

## 2. 預かり保育利用料

幼稚園の預かり保育を利用する(利用する予定)のお子さんで、「保育の必要性」を認定された場合に預かり保育料が無償化されます。

- 利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償化されます。
  - 無償化となるために「子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号認定)」が必要になります。
- ※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)が必要になります。

## 3. 副食費

年収360万円未満相当世帯のお子さんとすべての世帯の(小学校3年生の兄・姉から数えて)第3子以降のお子さんについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が補助されます。

- 月額上限4,500円まで補助されます。



**幼稚園の利用料が無償化となるために  
施設等利用給付認定(1号・2号・3号)が必要です。**

## 1. 幼稚園利用料

**すべての世帯が無償化の対象**

月額上限は25,700円まで

(実際に園に支払った利用料が上限額より少ない場合は支払った額が無償化されます)

上限を超える分は  
本人負担

## 2. 預かり保育利用料



**Q1 幼稚園の預かり保育を利用(予定)していますか?**

**NO**

**YES**

**Q2 「保育の必要性」の事由のいずれかに該当しますか?**

**NO**

**YES**

### 1号認定のための手続き

(幼稚園利用料が無償化)

預かり保育を使う場合は、全額本人負担

### 2号・3号認定のための手続き

(幼稚園利用料と預かり保育料が無償化)

450円×利用日数  
月額上限11,300円まで

上限を超える分は  
本人負担

2号: 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している  
お子さん

3号: 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある  
市民税非課税世帯のお子さん

市民税非課税世帯ではない場合は、1号認定になります。

保育認定

#### A 提出書類

- ◎子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

#### B 提出書類

- ◎子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)
- ◎家族の状況証明書(保育の必要性を確認するための書類を添付)